

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成20年11月14日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成20年8月25日 第3675号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市南区久世殿城町94番地（一部）及び95番地（一部）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市南区久世中久世町一丁目139番地の1

有限会社太右エ門

代表取締役 武内 庄司

(都市計画局都市景観部開発指導課)